

平成30年度(2018年度)財政的援助団体等監査結果報告書の概要

1 監査の実施方法等

平成30年度(2018年度)財政的援助団体等監査は、北海道が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等のうち、道の財政的援助等に係る額が多い団体や比率が高い団体、経常経費を援助するなど道の関与が高い団体を中心に140団体を対象として、実地監査又は書面監査により、道の財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかなどについて、令和元年(2019年)6月から令和2年(2020年)1月までの間に実施しました。

2 監査の結果

監査を実施した140団体のうち、20団体について、指摘事項4件、指導事項24件の是正又は改善を求めています。

[指摘事項等の主な内容]

区分	主 な 内 容
指摘事項	<p>○ 補助金の過大受領について(報告書P3)</p> <p>団体：公益財団法人北海道対がん協会 内容：がん検診車整備事業費補助金において、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税等の確定申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされているが、消費税等の確定申告を行い、補助金に係る消費税等の額を控除したにもかかわらず、報告、返還を行わなかったことから、補助金477万5,735円が過大となっていた。</p> <p>団体：社会福祉法人揺籃会 内容：軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収すべき事務費の算定を誤ったことから、補助金19万2,000円が過大となっていた。</p> <p>団体：社会福祉法人彩咲会 内容：軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収すべき事務費の算定を誤ったことから、補助金13万5,000円が過大となっていた。</p> <p>団体：社会福祉法人北海道社会事業協会 内容：新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金において、補助基準額算定の対象となる新人看護職員等の人数を誤ったことから、補助金10万8,000円が過大となっていた。</p>